

令和 7 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 1 4 号

令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 7 年 3 月 3 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 5 名

1 番 真 鍋 泰二郎	2 番 石 崎 保 彦
3 番 鈴 木 崇 容	4 番 常 包 恵
5 番 京 兼 愛 子	6 番 竹 林 昌 秀
7 番 川 西 米希子	8 番 合 田 正 夫
9 番 三 好 郁 雄	1 0 番 白 川 正 樹
1 1 番 白 川 皆 男	1 2 番 松 下 一 美
1 3 番 大 西 豊	1 4 番 川 原 茂 行
1 5 番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

1 番 真 鍋 泰二郎	2 番 石 崎 保 彦
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。今日は弥生、3月3日、ひな祭りです。一雨ごとに少しずつ春めいてきたように感じる今日この頃です。

まず、先ほど表彰を受けられました2名の議員さん、誠におめでとうございませう。今後とも健康に留意されて、ますます御活躍されますことを期待いたしております。

ところで、先般、中四国最大級の香川県立アリーナの開館式典が開催されました。議長と2人、出席してまいりました。スポーツ、コンサート、学術会議など幅広く活用でき、緩やかな曲線の外観は瀬戸内の景観と見事に調和して、世界に誇れる香川の新たなシンボルとして開館いたしました。

そして、昨日、おととい、1日、2日には、サザンオールスターズのこけら落としとしてコンサートが開催されたところでございませう。今後が非常に楽しみであります。

本日、令和7年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今定例会は新年度予算を審議する特別重要な議会でもあります。今定例会に上程いたしておりますのは議案25件でございませう。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案22件、同法第179条の規定に基づく専決処分議案1件、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条の規定に基づく同意議案2件、会議規則第14条の規定に基づく発議1件の提出があり、受理いたしました。

次に、組合議会関係では、中讃広域行政事務組合議会、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会、香川県中部ボートレース事業組合議会において定例会が開催され、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算審議のほかについての報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果は、いずれも適正に処理されているとの報告がありました。

また、陳情書関係で、12月定例会以降に1件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審査した結果、議長預かりとすることになりました。

これら報告または提出のあった書類は、タブレットのサイドボックス内にそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の3月定例会運営に関する報告を申し上げます。

2月28日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、執行部と議長同席の下、議会運営委員会の委員全員出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から3月21日までの19日間といたします。

日程第4 施政方針

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度まんのう町一般会計補正予算（第5号）） 即決でお願いします。

日程第9 議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について 総務常任委

員会に付託

日程第10 議案第3号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 即決をお願いします。

日程第11 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について 即決をお願いします。

日程第12 議案第5号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第13 議案第6号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第14 議案第7号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について 即決をお願いします。

日程第15 議案第8号 まんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第16 議案第9号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務常任委員会に付託

日程第17 議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会に付託

日程第18 議案第11号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について 総務常任委員会に付託

日程第19 議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について 建設経済常任委員会に付託

日程第20 議案第13号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会に付託

日程第21 議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号 総務常任委員会に付託

日程第22 議案第15号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

日程第23 議案第16号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

日程第24 議案第17号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

なお、議案第14号から議案第17号までの4議案につきましては、関連性がありますので、一括上程とさせていただきます。

日程第25 議案第18号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2

号 建設経済常任委員会に付託

日程第 26 議案第 19 号 令和 7 年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会に付託

日程第 27 議案第 20 号 令和 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第 28 議案第 21 号 令和 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第 29 議案第 22 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

なお、議案第 19 号から議案第 22 号までの 4 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とさせていただきます。

日程第 30 議案第 23 号 令和 7 年度まんのう町下水道事業会計予算（案） 建設経済常任委員会に付託

日程第 31 議案第 24 号 まんのう町教育委員会教育長の任命について 即決でお願いします。

日程第 32 議案第 25 号 まんのう町教育委員会委員の任命について 即決でお願いします。

日程第 33 発議第 1 号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について 即決でお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

なお、一般質問は 3 月 4 日、5 日の本会議にて行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、1 番、真鍋泰二郎君、2 番、石崎保彦君を指名します。

日程第 3 会期の決定

○大西樹議長 日程第 3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 19 日間といたしたいと思います。これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１９日間と決しました。

日程第４ 施政方針

○大西樹議長 日程第４、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和７年第１回まんのう町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、令和７年度当初予算における主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和７年は昭和１００年という節目の年になります。これまで我が国は戦後の復興から高度経済成長、バブル景気と崩壊、新型コロナウイルスの流行など、様々な局面を経て、そのたびに社会の在り様、人々の価値観は大きく変化をしてきました。

当町におきましても、平成１８年の合併以来、合併特例債をはじめとする起債やＰＦＩ手法を活用しながら、こども園、小学校、中学校はもとより、公民館などの社会教育施設や基幹道路など様々なインフラ整備を実施し、町民のなりわいや生活、地域の環境や社会が変化していく中、１００年前の先人たちの思いを私たちは引き継ぎ、多様な機能を有する香川県の町として発展を遂げてまいりました。

そして、令和を生きる今、私たちは少子高齢化、地域社会の変貌、地球規模での環境問題など、様々な社会課題を抱える中、１０年、２０年、１００年、その先の未来につなぐ、将来を見据えたまちづくりを進めていかななくてはなりません。

そのために取り組むべき課題への認識について申し上げます。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今年に入ってから南海トラフ巨大地震の３０年以内の発生確率がこれまでの７０から８０％から８０％程度に引き上げられるなど、災害への備えを更新する不断の取組を進めていかななくてはなりません。さらなる水害対策や過去の教訓を生かした地震対策を進めるとともに、消防体制の強化や地域の防災力など、災害対応力の向上が必要であると考えます。

子育てに対する不安、子供を取り巻く課題が顕在化してくる中、未来を担う子供たちが健やかに育つためには、それぞれの環境や背景に合わせた支援、地域全体で子供たちの成長を支える仕組みの構築が必要であると考えます。

ヤングケアラーやダブルケアラー、高齢単身世帯の社会的孤立など、社会環境の変化に伴う課題に的確に対応するとともに、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる地域社会の実現に向け、住民の暮らしの選択肢が広がり、一人一人の思いを大切にし、お互いに支え合い、交流できる環境づくりが必要であると考えます。

本町の活力をさらに高めていくためには、農業をはじめ、林業、地域産業を振興するとともに、地域資源や立地特性を生かした新たな魅力や活気を生み出す環境づくりが必要であると考えます。

以上の基本認識の下、令和7年度はこれまでの町政運営の流れを止めることなく、引き続き、見直すべきところは見直し、引き継ぐところは引き継ぎ、まんのう町総合計画を基本とし、PDCAサイクルを継続的に回しながら、まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略をさらに強力に推進してまいります。

私は先人たちが強固な信念の下、これまで築き上げてきた「ふるさとまんのう」を次なるステージへつないでいくため、町民の安全・安心に軸足を置きながら、町民一人一人に寄り添い、お互いが支え合う優しいまちを町民の皆様と手を取り合って実現してまいります。

次に、本町の「財政状況と今後の見込み」でございます。

まず、歳入の根幹をなす町税などの一般財源につきまして、個人所得に関する税収につきましては、2024年春闘で大幅な賃上げの動きが見られたこと、香川県の最低賃金も2年連続で過去最大の引上げ幅となり、地方においても賃上げが浸透しつつあることから、一定の伸びが期待できます。

一方で、原油価格・物価・電気料金高騰の影響や、2016年より続いた日銀のマイナス金利政策が昨年3月に解除され、金利上昇による影響が住民の皆様の暮らしにも大きく影響してくると思われ、消費活動の停滞による地域経済の非活性化が危惧されるところであります。

さらに、世界に目を移すと、止まらない中国経済の減速、終わりの見えないウクライナ情勢、さらには、自国第一主義を掲げたアメリカ新政権誕生による世界経済への不確実性の増大から、法人住民税や各種譲与税、交付金への影響を推しはかることは困難です。

また、本町で最も大きい財源である普通交付税交付金は、令和7年度の厳しい財政状況から、例年、前年の予算ベースで計上していたものを令和6年度の実績や国の地方財政対策に基づき積算した結果、令和7年度当初予算において、普通交付税は前年対比2億4,000万円の増額といたしております。

歳出につきましては、情報関連設備機器更新工事や合併特例債を活用した本庁舎外壁改修工事をはじめとする普通建設事業が大きく増加しております。

また、社会保障費の増大はもとより、国が推し進める基幹業務システムの標準化に対応するための導入費用も非常に大きいものとなっております。長期的に見ても、増加し続ける社会保障費、標準化業務の運用経費、町有インフラの維持補修費が継続的に発生し、厳しい財政状況が続くものと思われまます。

それでは、令和7年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和7年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額180億2,650万円となっており、前年度当初予算総額と比較して9億5,480万円の増加、5.

6%の増となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額127億6,000万円であり、対前年度10億5,000万円の増加、9.0%の増となっております。

次に、特別会計は52億6,650万円で、前年度に比べて9,520万円の減少、1.8%の減であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計は総額が前年度に比べて10億5,000万円の増加となりました。主な理由として、基幹業務システムの標準化に伴う中讃広域への負担金、ガバメントクラウド使用料など、合わせて約2億円の増加、本庁舎外壁等改修事業が約1億7,000万円、情報関連設備機器更新工事として、仲南サブセンターの改修工事に約1億8,000万円増加などが挙げられます。

一方、満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費は継続事業となっております。

次に、特別会計は前年度に比べて9,520万円の減少となっております。主な要因を会計別に見ますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）では対前年度3,000万円、対前年度比1.4%の減少となっており、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定内科）では対前年度480万円の増加、7.6%増となっております。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増加し、対前年度200万円の増加、0.5%増となっており、介護保険特別会計では、介護サービス給付費の減少により、対前年度7,200万円の減、2.6%減となっております。

また、企業会計であります下水道事業会計の当初予算規模は3億2,044万7,000円となり、対前年度2,664万4,000円の減少、7.7%減となりました。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要があります。

次に、総合計画につきましては、第2次まんのう町総合計画後期基本計画の策定を行い、令和7年度から5年間の計画を実施し、人口減少、少子・超高齢化社会や労働力人口の減少など、社会全般にわたり様々な影響を鑑みながら、今後も引き続き、本町の新たなまちづくりの方向性に基づき、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

次に、町の公式ホームページにつきましては、令和7年3月4日に全面的にリニューアルを行います。高齢者の方や身体に障害のある方にも見やすく分かりやすいホームページを前提として、探している情報に誰でも即座にたどり着くことができるサイト設計を行っております。また、デザインも大幅に変更し、コウノトリや満濃池など、まんのう町のシンボルをトップページに配置するなど、町内外の方を問わず、親しみやすいデザインにしておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

次に、自治体DXの推進についてでございます。

基幹業務システムの標準化への移行を令和8年1月に予定しております。移行に向けて引き続き取り組むとともに、令和7年3月末に公開を予定しておる公開型GIS通称まんのうマップについて、必要な情報がより見やすく、より分かりやすい地図情報を提供でき

るよう、改善に取り組んでまいります。

また、外部のデジタル人材を活用し、スマホ教室の開催、生成ＡＩの活用及び住民との接点であるフロントヤードの改革について検討を進めてまいります。

それでは、令和７年度の主要な事業、施策の概要につきまして、第２次まんのう町総合計画後期基本計画の基本目標、施策目標並びにまんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

なお、地方創生の取組を推進すべく策定・推進してきました第２期まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が令和２年度から令和６年度までの５年間であり、本年度は令和７年度開始の次期総合戦略策定年度となります。

地域創世の方針として第１期戦略で掲げた「元気まんまん まんのう町～誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり～」を踏襲し、基本目標、分野別施策の検討を行っていき、第３期に当たるまんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定を行ってまいります。

最初に、総合計画の基本目標の一つである「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の１「みんながいきいきと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

国は経済対策として、特に物価高の影響を受ける住民税非課税世帯に対し、１世帯当たり３万円の給付及び子ども加算として子供１人につき２万円の給付を閣議決定し、補正予算が成立しております。

本事業を進めるためには、町において補正予算を組む必要があり、本来であれば３月議会にて補正予算を上程し、審議いただくところではありますが、対象者の方に迅速に支援を届けるため、今回は本事業の予算を専決処分にて決定させていただいております。

今後のスケジュールといたしましては、３月中旬をめどに対象者の方へ通知し、３月中の給付を予定いたしております。既に町民の方からの問合せが寄せられておりますが、もう少しお待ちいただければと思います。

次に、予防重視の健康づくりの推進の観点から、住民が自らの健康に関心を持ち、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、情報提供と人材の継続的育成に努めながら、特定健康診査やがん検診の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、疾病の早期発見や早期治療につなげ、重症化の防止に努めてまいります。

母子保健では、子育て世代への経済的支援の出産・子育て応援金は、妊婦のための支援給付としての法制化に伴い、現金とギフトの選択制へ給付方法の変更を予定しております。経済的支援と妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の一体的な実施により、安心して出産・子育てができるよう支援につなげてまいります。

予防接種では、定期接種が始まる高齢者への带状疱疹ワクチン接種や子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の経過措置について、疾病の発症や重症化の予防と接種率向上のため、対象者への周知・広報を行ってまいります。

次に、政策目標の２「豊かな学びと生きがいを育む」ための教育関係の取組についてで

ございます。

まず、教育内容の充実についてでございます。

令和6年度から本格導入いたしました英語のスピーキング力やリスニング力の向上を目的としたオンラインによる英会話授業につきましては、小学校6年生、中学校では1年生から3年生までの全学年を対象にして授業を実施しております。オンラインによる英会話は県内の公立の小中学校では初めての試みではありますが、昨年11月に行った中学生へのアンケートにおいて、「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思いますか」との問いに対して、「思う、どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合が79.6%でありました。また、「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思いますか」との問いに対しては、「思う、どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合が81.8%であり、ほとんどの生徒がオンラインによる英会話を通じて外国人とのコミュニケーションを楽しんでいることが分かりました。楽しみながら英語力を身につけることができるよい教材であると思っておりますので、令和7年度につきましても、引き続き、オンラインによる英会話授業を実施したいと考えております。

次に、中学校の部活動についてでございます。

文部科学省が休日のみならず、平日の部活動につきましても地域移行を進めることを打ち出しております。教職員の働き方改革がその背景の一つにありますが、現在、本町におきましては、地域の方を部活動指導員として雇用し、部活動の指導に当たっている状況でございます。

また、令和5年度に設立いたしました部活動地域移行検討準備委員会において議論を重ね、令和7年度からは部活動地域移行検討委員会を組織し、現在の地域連携の形も含めて、どのような形での地域移行がまんのう町の中学生にとって最適な部活動運営の形態なのかの検討を引き続き行ってまいります。

次に、こども園につきましては、令和6年度において、ICTを利用した保育者の働き方改革の一環として保育業務支援システムを導入したところでございます。令和7年度からの本格稼働に伴い、業務遂行の効率化を図りながら、預かっている園児に対する保育並びに教育の質の向上を目指してまいりたいと思っております。

次に、施設関係についてでございます。

まず、学習環境の向上と電気代の節約を目的として進めております学校施設における照明のLED化についてでございます。小学校におきましては、大規模改修工事に併せて実施するなど、順次、進めておりますが、令和6年度は長炭小学校及び満濃南小学校の普通教室をLED化いたしました。また、琴南こども園におきましても実施いたしました。令和7年度は小学校は長炭小学校、満濃南小学校及び四条小学校のLED化ができていない照明、こども園は長炭こども園及び四条こども園の照明についてLED化の実施を予定いたしております。

また、満濃南こども園のゼロ歳児用の部屋において、受入れ人数の余裕がなくなりつつある状況を考慮し、旧幼稚園棟の二部屋を今後の園児の増加にも対応できるように改修を予定いたしております。

このほか、駐車場が狭く、児童生徒の送り迎えの際に混雑するなど、利用がしにくかった満濃中学校と高篠小学校につきましては用地を確保し、新しく駐車場を整備することといたしております。

これからさらに進むと予想される少子化社会に対応するべく、「まんのう町認定こども園及び学校適正規模・適正配置検討委員会」の設立に向け、本年度中の予定でありました検討準備委員会の立ち上げが遅れている状況でございます。今後、早急に検討準備委員会を立ち上げ、本委員会の設立に向けて進めてまいります。

次に、生涯学習施設についてでございます。

町民体育館の一つであります吉野体育館は町民の体育活動や文化活動の拠点、また、有事の際には避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしています。しかしながら、災害時に避難した際には空調設備が整備されておきませんので、停電時でも冷暖房を使用できる機能を持つ空調設備の工事を実施いたします。

次に、国際社会で活躍できる人材の育成と外国人との交流の場を設け、語学だけでなく文化体験や地域の体験学習なども実施し、国際社会に適応する人材育成を行います。

次に、文化財についてでございます。

国指定名勝「満濃池」においては、整備基本計画を踏まえ、整備に向けたアクションプランとして、保存・活用・整備について関係機関と連携し、取り組んでまいります。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録されました「綾子踊」に関しては、日本各地での認知向上がなされており、「綾子踊」が次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるよう、保存会と協力しながら取組を推進してまいります。

さらに、指定文化財のみならず、未指定の文化財を含めた町内の文化財を包括的に保存継承するために「まんのう町文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、地域の特徴を生かした地域振興を目指してまいります。

次に、政策目標の3「多様性を認め合う社会を築く」ための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けては、令和7年度に「まんのう町人権教育・啓発に関する基本計画」の見直し時期となっていることや、様々な人権教育や人権啓発を推進するため、平成28年に施行された部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、LGBT理解増進法の4つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

男女共同参画の推進では、誰もが自分らしく、社会の中で幸せに生きていくために、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの多様な在り方を認め合うことが求められております。しかし、性別による差別や偏見、LGBTQプラスを含む性的少数者者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を行ってまいります。

次に、基本目標の２「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の４「しごとを創出する」取組についてでございます。

農業の振興につきましては、御承知のとおり、農業後継者の確保や遊休農地・耕作放棄地の事前防止対策が喫緊の課題となっております。昨年は主食用米が全国的に不足したことから高値に転じ、現在も高値のまま維持しておりますが、一方では農業用資材の高騰による耕種農家への大きな負担に変わりはなく、加えて畜産農家においても飼料価格の高騰は続いており、経営が圧迫されているところでございます。こうした課題に対しましては、土地利用型農業を推進するため、耕畜連携によるＷＣＳ用稲の作付面積を計画的に拡大し、水田活用の直接支払交付金を有効に活用できるように取り組める体制を強化してまいります。

次に、本年３月中に策定する農業に関する地域計画について御報告申し上げます。

本年２月中旬に町内７地区で計画案を確認していただきまして、調整は完了しております。この地域計画の策定に当たりましては、それぞれの地域の実情に応じ、認定農業者のみならず、農業の担う多様な経営体や自治会代表者にも御参入いただいて、全ての地域で環境保全や景観保持の観点からも意見を集約してまいりました。

その中で、担い手が不足する地域にあっては、新たな集落営農団体の設立を香川県、ＪＡ、町が一体となり後押しし、農業委員や推進委員も積極的に関わりながら推進するほか、基盤整備や土地改良施設の改良などが必要な地域にあっては、次期中山間地域総合整備事業への取組について対象となる地域との調整を行っているところでございます。

さらに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の協定農用地面積の確保に努め、併せて有害鳥獣対策事業を進めながら、町内農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。

次に、土地改良事業についてですが、遊休農地や耕作放棄地の事前防止対策や中山間地域など条件不利地域での農業生産基盤整備につきましては、本町の重点事業としております。県営中山間地域総合整備事業、県営農村地域防災減災事業、農地耕作条件改善事業、単独県費補助土地改良事業、ため池防災特別対策事業、地域計画実現化促進生産基盤整備事業など、香川県や土地改良区などの関係機関と連携を図りながら、適正かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、森林・林業についてです。

御承知のとおり、本町の森林は総面積の約７割を占めていることから、水源涵養、国土保全など公益的機能を高度に発揮し、成熟しつつある森林資源を有効活用することで森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な森林づくりを両立させるよう森林整備を進めていく所存です。

その取組といたしましては、昨年３月に森林委員会を取りまとめました「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」に基づき、本町の森林について森林整備の対象森林を明確化した上で施業を集約化し、必要な事業量の算出、必要な施業システムと担い手の確保・育成

を行うことなどにより、森林整備を計画的に推進していくことが重要でございます。

そのため、本町の森林資源状況を的確に把握するために、本年２月末に整備しました航空レーザー計測による森林資源情報データを活用し、樹種や林齢、過密林分など、森林の状況把握や森林整備のためのゾーニングを行いまして、まずは優先的に整備を進めるべき地域を検討してまいります。

また、森林環境譲与税等の財源を有効に活用し、造林事業の推進計画や森林組合を核とした担い手育成支援などに努めてまいります。

このほか、森の恵みを生かし、日常生活にみどりを取り入れた地域づくりとして、新生児への木のおもちゃプレゼントや町内の森林や自然、木使用に関する体験機会の提供など、子育て・幼児教育・学校教育を通じた「木育事業」や「みどりの学校推進事業」などに取り組みます。

次に、ひまわり・そばの里づくり推進事業についてでございます。

搾油用ヒマワリの生産につきましては、本年度もひまわり振興協議会を推進母体として、高品質かつ安定した収量が確保できるよう、生産者との調整を進めているところでございます。

また、ソバの生産につきましては、まんのうそば生産振興会を推進母体として、年々栽培面積は増えており、川奥島が峰地区を中心に、昨年は約６ヘクタールに作付されました。遊休農地の解消にも大きく貢献していただいておりますので、今後とも支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、国指定特別天然記念物コウノトリについてでございます。

昨年５月には、地元の方々と日本野鳥の会香川県支部会員を中心とした「まんのう町コウノトリを見守る会」が立ち上がりまして、保護活動や啓発活動に努めていただいております。

また、本年２月末には「第７回四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」が香川県で初めて開催され、まんのう町のコウノトリ保護活動について事例報告や現地視察が行われました。現在も親鳥は定期的に巣に戻っている姿が確認されており、産卵へ向けて期待が高まっているところでございます。

次に、商工関係では、原油価格・物価の高騰などによる町民の家計負担軽減と地域内消費の喚起、活性化を目的とし、昨年度も実施いたしました町内全世帯を対象とする１万円の「まんのう町地域応援商品券」配布事業を本年も実施し、商工事業者並びに住民の生活を支援してまいります。

次に、企業誘致に関しましては、企業立地優遇制度についてさらなる優遇措置の研究を行っており、香川県をはじめ、関係機関と連携を図り、情報を収集し、企業誘致の推進に取り組んでまいります。

次に、移住・定住対策についてでございます。

若者住宅取得補助事業につきましては、年間約４０件程度で順調に推移しており、町外

からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果を発揮していることから、令和11年度まで施工期間を延長しました。特に増加の傾向にある空き家のさらなる活用を発揮するために、中古住宅を取得した際の補助金を上限100万円まで拡充しました。地域木材利用促進事業、水道給水管布設事業とのさらなる連携による相乗効果を期待するものでございます。

また、令和5年度から移住・定住の促進を図ることを目的とした大学等奨学金の返済に苦しんでいる若者を支援する「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助事業」については好評であり、令和5年度が72名、令和6年度は93名の方の申請がありました。

次に、ふるさと納税につきましては、令和5年度には1億円を超える寄附額となりました。令和6年度は返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行っている成果もあり、寄附金額は1億2,000万円を超える額となり、毎年順調に増加をしております。今後もさらなる寄附金額の増加を図ります。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」についてでございます。

ごみの適正な処理の推進として、令和4年度より開始しました可燃ごみの祝日収集を本年度も引き続き行うことといたしております。

また、令和5年度より開始いたしました、独り暮らしの高齢者や障害を持たれた方などを対象としたごみの「ふれあい戸別収集」ですが、現在、28件前後の利用者があり、好評をいただいているところであります。これも快適な暮らしを支えるための業務の一つと考え、一層の御活用を期待しておるところでございます。

一方、近年では燃やせるごみが増加し、燃やせないごみ、資源ごみが減少傾向にあり、ごみ全体で見た1人当たりのごみ処理量が、徐々にではありますが、増加傾向にあることから、4R運動の啓発と推進を継続し、生ごみ処理機やコンポストの助成事業の活用などと併せて、ごみの減量化と再資源化に向けた取組を行ってまいります。

また、生活排水の適正な処理の推進としては、水質保全の観点から、生活排水処理対策として合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策の推進につきましては、地球温暖化の防止と資源保護の観点から、住宅用太陽光の発電システムに加え、令和3年度より蓄電システムの導入助成制度を実施したところ、昨年度に引き続き、今年度も当初の予算枠を上回る結果となりました。地球規模で見ますと微力ではありますが、本町といたしましては、新年度も引き続き導入助成制度を実施し、地球温暖化防止と限りのある資源の保護に向けた対策を推進いたします。

次に、防災・減災対策につきましては、令和6年6月に消防団の水防技術の維持・向上を目的として「水防工法技術講習会」を実施いたしました。また、令和6年9月には、香川県消防学校で火災をはじめとする災害が発生した際に、消防団員が迅速かつ的確な対応ができるように消防団実技研修に参加いたしました。今後も消防団員等に積極的に参加し

ていただき、関係機関の相互連携強化や防災意識の向上を推進してまいります。

消防団活動といたしましては、消防団員の確保と活動の円滑化のため、令和４年度に仲南地区消防団組織の再編を行いました。再編に伴い、現在、宮田地区で第１４分団屯所を建築中であり、今後も、順次、組織の再編に伴い、副分団ごとの老朽化した屯所を統合し、分団ごとの屯所整備を進めてまいります。

次に、政策目標の６「地域課題をみんなで解決する」についてでございます。

交通弱者対策として「あいあいタクシー」や福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、今後も皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業の運営に努めてまいります。

また、令和７年度には地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

交通安全対策につきましては、令和６年中に香川県内で起きた交通事故での死者数は３１人で、前年比２人減となり、４年連続で減少し、昭和２４年と並んで過去最少となりました。町内の死亡事故は１件発生し、前年比１件減となりました。本年も引き続き、交通安全キャンペーンや各団体と連携した行事等で交通安全意識の啓発と事故防止の取組を推進してまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度につきましても、デマンドタクシーの一年間共通バス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように周知、啓発を図ってまいります。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」及び「川奥そば打ち道場」は、都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において、平成１４年度より「グリーンツーリズム事業」の一環として実施をいたしております。

コロナ禍により中止を余儀なくされた「そば栽培体験事業」も令和４年度より再開しており、令和６年度は参加者３９名で実施されました。

「そば打ち道場」につきましては、令和６年度は約２８０名の応募があり、今年度も大幅な増となった昨年並みの参加者が見込まれております。

また、地元有志の方により設立された「島ヶ峰の原風景を守る会」は、国、県、町の補助事業を有効に活用し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備事業に取り組んでおり、島ヶ峰地区のそば栽培を中心に、地域活性化のため、イベント事業、ボランティア活動を積極的に行っていると考えております。

例年９月に実施しております花見会には約４００名の参加があり、盛大に開催されております。また、新たに実施された「第２回島ヶ峰そばフォトコンテスト」には５５点の応募がありました。

今後も、島ヶ峰地区におけるグリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交

流やそばのブランド化、PR活動、販路の拡大など、地域活性化を促進するための活動を継続的に取り組んでまいります。

次に、仲南地区におきましては、仲南地区連合自治会主催による防災講演会を令和6年12月22日、日曜日にまんのう町民文化ホールにて開催いたしました。総務課防災アドバイザー水口氏を講師に迎え、能登半島地震による被災地の状況、まんのう町における今後の課題について御講演いただきました。

また、2月2日に仲南地区自治会連合会自主防災組織連絡協議会による仲南地区自主防災訓練を実施いたしました。南海トラフ地震の発生が想定される中、初期避難等迅速に対応することで人的被害の軽減を図り、消防等関係機関の支援が受けられることを目的とし、訓練を行いました。五人組による一時避難所への避難及び消防団協力の下、仲南地区災害対策本部に無線機により状況報告を行い、その後、各自治会において炊出し訓練を行いました。今後も仲南地区としても防災関係については継続的に取り組んでまいります。

また、仲南地区においては、水源確保などの対策を地元水利組合の協力や水道企業団との連携を図りながら鋭意取り組んでまいります。

以上、令和7年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

結びになりますが、令和7年度は、私にとりましても、町長就任5期目20年目の総仕上げとして、奮励努力の気概を持って町政運営に取り組み、さらなるまんのう町の活性化と町民福祉向上のために心血を傾注してまいる決意でございます。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○大西樹議長 施政方針を終わります。

会議の途中でありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分まで、よろしくをお願いします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月14日、午前9時30分より、全員協議会室において、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、歯科診療所の11月、12月、1月の診療件数及び診療人数が前年を上回っている理由と受診者の内訳の欄の町外表記について質疑があり、執行部より、歯科診療は予約送迎での診療が多いことが原因と思われる。また、造田歯科診療所から半径16キロ圏内において訪問診療をしており、三豊市の一部や綾川町方面に出向く場合もあるため、町外と表示しているのは、まんのう町外の診療人数であるとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと、戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。

委員より、町内の外国人について、在留許可証所持の確認はしているのか、不法滞在者はいないのかとの質疑があり、執行部より、転入時に確認できており、不法滞在者はいないとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの月別推移について、前年と大幅に違う月があるが、どのような要因かとの質疑があり、執行部より、資源ごみは、一旦、ストックヤードに保管し、ある程度まとまった量を業者に引き取ってもらっており、引取時に発生する手数料を収支に計上する関係などで、前年同月と大幅に異なることがあるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各担当係の行事等報告と国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の推移、保険データから見る地域の健康課題について報告がありました。

委員より、緊急通報装置設置事業の内容について質疑があり、執行部より、高齢者が自宅機器のボタンを押すと満濃荘につながるインターホンのような通報装置だが、近年ではスマホなど緊急時を把握できる手段が増えているため、利用者は少なくなっているとの答弁がありました。

委員より、まんのう町におけるジェネリック薬の利用状況について質疑があり、執行部より、ジェネリック薬の使用率は医療機関の推奨もあり、令和5年度の実績では80%ほどで、香川県下でも高い使用率であるとの答弁がありました。

委員より、各種会合や研修に1名での参加が多くなっているが、複数名の参加のほうがよいのではないかと質疑があり、執行部より、会合や研修の内容によって担当ごとに参加しており、複数名での参加のほうがよいのだが、通常業務に支障が出ないように、やむを得ず1名で参加することが多いとの答弁がありました。

委員より、今回、KDBシステムを使った各種分析データの説明があり、町民の健康増進に取り組む上で有効だと思うが、今後の取組の方向性について質疑があり、執行部より、様々な傾向が分析できるので、健康増進課の保健師とも連携し、取り組むべき疾病やけがの予防をさらに推進し、町民の健康増進に努めるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、住民健診において希望する医療機関での人間ドックが受診できない場合はどうすればいいのかとの質疑があり、執行部より、人間ドックの提携先から医師などの人員が減少したため受入れ枠が減少し、受診希望先での受診に応えられない場合が発生している。定員を超えた場合は抽せんとさせていただき、抽せんに漏れた方には第2希望先での受診を勧奨しているとの答弁がありました。

委員より、熊本県甲佐町議会の行政視察の視察目的について質疑があり、執行部より、母子保健事業や電子母子手帳アプリの導入及び運営についての視察であったとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、2月1日現在の町内園児・児童・生徒数について、満濃中学校駐車場整備事業について説明がありました。

委員より、各こども園、小学校の園児数、児童数における将来の見通しについて質疑があり、執行部より、学校によっては3年から5年先に複式学級での運営が見込まれる状況のため、県へは加配申請をしているが、難しい状況にある。町単独で募集しても人材がいない。来年度早々に開催する学校適正配置に向けた検討準備委員会で協議したいとの答弁がありました。

委員より、満濃中学校駐車場整備事業について、現在の駐車場と同じ高さでの計画はできないのかとの質疑があり、執行部より、水路のかさ上げや盛土を実施した場合、水路の維持管理上の問題、隣接する宅地への影響、工事費の増額などの問題が発生するとの答弁があり、協議を重ねた結果、委員全員、計画案どおりの整備計画で意見の一致を見ました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告があり、委員より、12月20日の第19回無形文化財研究協議会の内容について質疑があり、執行部より、民俗芸能に関係する各団体の事例発表等があった。また、令和7年度に予定しているまんのう町文化財保存活用計画策定に、東京文化財研究所無形民俗文化財研究室長である久保田氏に委員就任の依頼を行ったとの答弁がありました。

委員より、まんのう天文台において8月に開催日数が少ないのはなぜかとの質疑があり、執行部より、南海トラフ地震臨時情報発表に伴い、休館期間があったためであるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

大西豊議員。

○大西豊議員 先ほど委員長報告の中で、資源ごみがたまったら引き取ってもらうということでしたが、過去であったらそうであったと思いますが、入札による売却と聞いて

おりますが、変わったのであれば、いつから変わったのか。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 ちょっと前回の委員会で把握しておりませんので、調査いたします。

○大西樹議長 大西豊議員。

○大西豊議員 私はこの分別収集につきましては非常に興味があって、過去においても近隣の市に、同じような答弁やった。引き取ってもらいよる。そうでなくして、住民から集めた資源を入札による売却ということで途中から変更したと思うんです。やっぱり考え方を変えないかんと思います。資源ごみでありますので、過去においては引き取ってもらうということでしたので、できれば、非常に重要なことですので、答弁をいただきたいと思います。

○大西樹議長 2番、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 詳細につきましては確認いたします。それで報告いたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月21日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査についてであります。

初めに、地籍調査課より、12月12日、24日、1月14日、令和5年度調査地区工程検査、1月17日から2月6日の令和5年度調査地区地籍図・地籍簿成果閲覧、1月27日、31日、令和6年度調査地区工程検査などの報告がありました。

委員より、長尾地区の地元説明会の開催場所について質疑があり、執行部より、令和7年度現地調査を実施する長尾地区の場合は長炭公民館（なごみ館）で開催し、字9区域に関係する自治会を区分けして実施するとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農業委員会行事報告、農業振興関係行事報告のほか、森林、木育関係行事報告、有害鳥獣捕獲頭数などの報告がありました。

委員より、圃場整備事業の地元説明会でどのような内容を説明するのか。また、事業主体はどこになるのかとの質疑があり、執行部より、要望があった区域に事業の説明をさせ

ていただき、県営中山間地域総合整備事業で実施した場合の地元負担金や事業完了後の農地等の状況を説明して、地元の方の意向を聞き取りしているとの答弁がありました。

委員より、木育事業で森の恵みプレゼント事業の内容について質疑があり、執行部より、まんのう町で出生した1歳児に対して、木で作製したおもちゃをかりん健康センターで贈呈しているとの答弁がありました。

委員より、今年のコウノトリの現状について質疑があり、執行部より、今年は雪が降り心配したが、最近になり巣の周りに帰ってきている。巣や電柱の周りで縄張を監視している姿がありますため、恐らく昨年と同様、産卵するのではないかと思うとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、2月19日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、最近、全国的に水道関連の事故が多発しているが、本町でも町道、県道の道路の点検や修繕整備をしていくのかとの質疑があり、執行部より、幹線町道はパトロールを行っている。しかし、150キロほどあるため、町道全てを常時点検するのは難しいため、町に通報していただき、迅速に補修などの対応をしているのが現状である。また、水道管は埋設されているため、全てを点検するには課題が多いとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、まんのう町地域応援商品券事業において対象世帯数7,482世帯、引換世帯数7,106世帯で、交換率94.97%であるが、引換えをしていない5.03%の世帯の理由は把握しているのか。また、来年度のまんのう町地域応援商品券事業の予定はあるのかとの質疑があり、執行部より、引換えをしていない5.03%の世帯の調査は行っていないので確かな理由は分からない。今回は1月31日までの引換期間だったが、遅い人は1月31日当日に引換えに来られる方もおられ、中には忘れている方や町内にいない方、施設入所されている方がおられるのではないかと推測する。また、来年度の地域応援商品券事業は今年度同様に6月に配布、1月末日までの使用期間を予定しているとの答弁がありました。

委員より、今年度のひまわりの栽培希望者は昨年に比べて多いのか、少ないのかとの質疑があり、執行部より、現在、ひまわり栽培希望者を募集中で、おおむね例年どおりの人数を想定しているとの答弁がありました。

委員より、ひまわりポン酢を個包装する箱や紙袋はないのか。商品の販売状況が好調なので、箱や紙袋を作成してはどうかとの意見があり、執行部より、現在のところ作成していないので、サンフラワーまんのうに伝えて検討してもらうとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月25日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

最初に、総務課より、11月中旬以降の事業報告、町内の火災発生状況、救急出動状況、防災出前講習状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数などの説明がありました。

委員より、統合型GISの内容について質疑があり、執行部より、避難所などの位置を示したハザードマップ関係や農地の状況などを今までより詳しく示したものであり、公開型GISは住民の方も3月下旬からホームページより利用できるようになる。また、町職員用には上水道、下水道などのインフラ関係が含まれており、スムーズな住民対応が可能となるとの答弁がありました。

委員より、県内の町で避難所ごとの運営マニュアルを策定できているのは宇多津町だけとの報道があったが、本町において策定が進んでいない理由について質疑があり、執行部より、避難の際に支援が必要な方の調査を民生委員の方や地域の方々など福祉担当部署と進めており、令和7年度中に各避難所のマニュアルを策定したいとの答弁がありました。

委員より、災害協力井戸の登録者に地域の偏りがあるのはなぜかとの質疑があり、執行部より、地元の方の声かけにより登録者の多い地域がある。今後、町政懇談会などで啓発していきたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成について、町出資法人の実績報告、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況、高齢者免許返納者状況の報告、人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明がありました。

委員より、「福祉タクシーきぼう」が福祉タクシー事業から撤退の申出があり、善通寺市内の介護タクシー業者に要請しているとのことだが、制度自体がゆらぐ問題ではないか。

また、四条、高篠地区でモビの利用が多くなっているように感じるが、利用者数や利用状況はどのくらいかとの質疑があり、執行部より、民間運営のため、町として把握していないので、運営会社に確認するとの答弁がありました。

委員より、パートナーシップ制度の登録者の現状についてと、ファミリーシップ制度に今後移行することはできないかとの質疑があり、執行部より、現在、パートナーシップ制度登録者は1組である。また、ファミリーシップ制度については、他市町の動向などを調査、研究したいとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和6年度の個人町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況についてとコンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコード決済の実績について報告がありました。

次に、会計室より、通常の会計経理事務についてと前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、11月から1月の事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、現在ではマイナンバーカードの取得者が増えており、支所、出張所の職員も少なく、職員の働き方改革の観点からも、マルチコピー機を導入して証明書発行業務を行ってはどうかとの意見があり、執行部より、証明書発行件数はそれほど多くはないが、今後、マイナンバーカードの更新業務が増えてくることが予想されるので、窓口業務について本庁と協議、検討したいとの答弁がありました。

委員より、琴南総合センターの活用について、町全体で検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部より、施設の利用実績を踏まえて、イベント、その他の活用について総合的に考えていきたいとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

委員より、軽自動車の住所確認書は県内では高松市だけが有料で、他の市町は無料である。住民票などが有料であるので、手数料について研究してはどうかとの意見があり、執行部より、手数料について調査、研究し、住民生活課とも協議したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第 8 議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（第 5 号））

○大西樹議長 日程第 8、議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（第 5 号））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号の専決処分の承認について、その提案理由を申し上げます。

今回の補正は、別紙専決処分書のとおり、国の令和 6 年度補正予算にて国庫補助金が追加となったことに伴うものであり、国よりエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してさらなる支援が必要であり、早急な事業実施についての要請があったことから、予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 20 日付で専決処分により補正を行いました。

支援の内容は、住民税非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円と、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子供 1 人当たり 2 万円を加算し、支給するというものであり、3 月中の給付開始を予定いたしております。

それでは、1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 240 万 5, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 123 億 7, 692 万 7, 000 円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関するものを御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第 14 款国庫支出金が 7, 240 万 5, 000 円の増額です。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上によるものでございます。

続きまして、歳出に関するものを御説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

3 款民生費が 7, 240 万 5, 000 円の増額です。これは、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費において、非課税世帯特別給付金事業費として計上しました給付費の 7, 040 万円をはじめ、システム改修、事務消耗品などの経費で 200 万 5, 000 円となります。

なお、給付費 7, 040 万円の内訳といたしましては、住民税非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円を給付する世帯数は 2, 180 世帯とし、合計 6, 540 万円、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯に子供 1 人当たり 2 万円を加算して支給する子供の人数は 250 人として、合計 500 万円と積算しております。

以上、議案第 1 号の専決処分の承認について（令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算

(第5号))について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度まんのう町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。本案について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例について、その提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等の支援等につきまして基本理念を定め、本町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復または軽減を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として制定するものでございます。

なお、この条例につきましては、香川県8市9町が一斉に制定するものであり、香川県の「犯罪被害者等見舞金給付要綱」に定めている見舞金に市町が上乘せ支給をする形とな

り、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 2 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 3 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第 10、議案第 3 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、基本的に上位法の一部改正による条項ずれの修正であり、文言の変更はございません。

なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第11、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることにより、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日の令和7年6月1日でございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本条例の内容、趣旨について、何ら反対するものではありませんが、このような改正内容を職員たちがよくよく研修して身につけておく必要がありますね。例えばこの条例でまんのう町水道水源保護条例の一部改正なんてあります。水源を守るのは本町の大きな責務であります。こういうものを見つけたときに、こういう処分規定があるということを知って、職員たちが摘発せないかん。取締り行政、指導、監督、摘発というのは市町村職員は極めて苦手な領域ですね。住民に近いですからやりにくいんですけども、こういう重大な改正があるということを職員に徹底させると、それをどのようにお考

えになっているのか、ちょっと町長の姿勢をお伺いしたい。内容については全く異論のあらうはずはありません。これはその前の議案も全く同じですね。職員たちがよく知って運用するという姿勢を求めるものであります。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

職員にとりまして、この上位法の改正によるいろいろな改正に伴うまんのう町の条例の修正、また改正、今回、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例ということで、全部で7つあります。竹林議員さんがおっしゃったように、まんのう町水道水源保護条例でありますとか、まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例でありますとか、全部で7つありますので、そういったものを総務課のほうから発信しまして、職員に周知を今後は徹底して図りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹林昌秀議員 よろしくお願ひします。了解です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第12、議案第5号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号のまんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、時間外勤務の制限対象職員の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第７条関係として、時間外勤務における制限の対象となる職員の範囲を「３歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大するものです。

また、第１６条関係として、介護を申し出た職員に対する休暇制度等の周知及び意向確認の実施、また、勤務環境の整備に関する事項を明記し、制度の早期の情報提供により、職員の仕事と介護の両立支援を強化するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第５号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第６号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１３、議案第６号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例

の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号のまんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第11条及び第18条関係として、関係条文改正に伴う引用法令条文の見直しを行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○大西樹議長 日程第14、議案第7号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和6年の香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、扶養手当、管理職特別勤務手当、期末勤勉手当及び給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、まんのう町職員の給与に関する条例第9条関係として、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当の段階的な引上げを行うものでございます。

次に、第18条関係として、管理職特別勤務手当の支給対象となる勤務時刻を「午前零時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に改正を行うものでございます。

同様に、第20条関係として、期末手当の支給率を6月及び12月支給分ともに100分の125に、第21条関係として、勤勉手当の支給率を6月及び12月支給分ともに100分の105に改正を行うものでございます。

また、第4条関係、別表第1及び別表第2として、行政職給料表及び医療職給料表の勧告に基づく改正を行うものでございます。

次に、まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正と同様に、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条関係として、期末手当の支給率を6月及び12月支給分ともに100分の170に改正を行うものでございます。

なお、補足資料香川県・人事院勧告抜粋をタブレット令和7年第1回定例会総務課フォルダに入れておりますので、お目通しいただければと思います。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議案の内容は、こういう細密な制度は本会議で論議するにはあんまりふさわしくないと思って、それに反対するものでもありません。

しかし、給与改定というときに一つ提言をさせていただきたい。管理職になると、課長になるとならないでは大きな責任と権限に差異があります。重大な責任を持っている課長への管理職手当の増額の研究を町長にお願いしたい。

もう一点は、本町の課長は高松市の課長の5倍から8倍ぐらいの文書を見てと思います。例えば福祉保険課であれば、医務国保課長、福祉総務課長とか児童福祉課長とか分かれたものが一つ束になってます。ほかの課長さん方もよく似た状態だろうと思います。

課長職の中で3人から5人ぐらいは課長職の上の待遇、次長級の待遇にしてもよろしいんじゃないかと思います。これにもわかに返事できるものではありませんが、それを調査研究すべき、幅広い責任、広範な政策裁量を担っている方々が意欲を持ってやれる待遇の改善が必要かと思います。それは若い職員に対してでも、課長になることを、責任を持つことの大変さを嫌う風潮があるとも聞いております。これをいかに脱するか、意欲的な管

理職をいかに養成するのか、待遇の研究からだ」と御進言申し上げる。これは町長の御答弁を願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

この件につきましては、他の市町村等も十分協議し、十分調査研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 公務員試験を受ける人たちは4月の裁判所に始まって、国家、県、順番に行きます。そして複数のところから合格通知をもらったときにどこを選ぶかと。まんのう町は仕事のやりがいがあるぞと、これで志の高い職員採用にすることを御期待申し上げ、これは答弁結構です。御進言申し上げます。

町長、副町長、出番ですぞと。本町の財政に揺るぎはない。今を置いてこれを検討する時期はないと申し上げたい。以上であります。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 まんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 まんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第８号のまんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

公務のために旅行する職員等に支給する旅費につきまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、宿泊費を定額支給から上限つき実費支給とするなど、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、国家公務員等の旅費に関する法律と同様に、令和７年４月１日でございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第８号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第８号　まんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６　議案第９号　まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長　日程第１６、議案第９号　まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第９号　まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

このたびは、会計年度任用職員における処遇改善の一環として、2項目について改正いたします。

1つ目は、会計年度任用職員の給料についてでございます。香川県が令和6年の人事委員会勧告を踏まえて、11月定例議会において会計年度任用職員の給料表を改正したことを受け、その改正内容に準ずる形で、当町においても会計年度任用職員の給料表を令和7年度より改正するものでございます。

2つ目は、当町において、令和6年度まで会計年度任用職員に対し期末手当のみ支給しておりましたものを、令和7年度より新たに勤勉手当についても支給を行うものでございます。

なお、タブレットの中に詳しい給与表の改正内容や勤勉手当の支給率に関する規則案などを掲載しておりますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 会計年度職員、立派な方が随分精励されております。会計年度任用職員というのは出張はどうなんかな。一般職と同じような運用になるのか、出張はできない仕組みなのか、ちょっと私は理解が浅くて申し訳ないです。予習もできていないので、簡単に御答弁願えたらと思います。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

会計年度任用職員については、現在、302名いるわけでございますけれども、職務によっては出張を行っている職員もいますし、出張には行っていない職員もいるという状況でございますので、課によって状況は違うということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 会計年度任用職員は意欲的で立派な方が多いですから、通常の一般の採用の方と同等の行政活動ができるように、出張とかも遠慮することのないように、所管課長さん方に運用をお願いしておきたいです。制度上はできるということですね。了解しました。お願いします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 17、議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。 (合田正夫議員退席 午前 11 時 46 分)

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 10 号のまんのう町国民健康保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回、香川県下の保険料水準統一化に当たり、現在 5 万円の葬祭費を令和 7 年 4 月から 3 万円に引き下げるものでございます。

葬祭費は被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行うものに対して支給しております。葬祭費につきましては県下の市町で格差があるため、県指導の下、3 万円に統一することになり、今回、上程するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 10 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 18 議案第 11 号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について

○大西樹議長 日程第 18、議案第 11 号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。 (合田正夫議員入室 午前 11 時 48 分)

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 11 号 第 2 次まんのう町総合計画後期基本計画策定につきまして、御説明させていただきます。

なお、本案は地方自治法第 96 条第 2 項及びまんのう町議会基本条例第 9 条の規定により、議会の議決に付すものでございます。

「新町建設計画」、「第 1 次まんのう町総合計画」の続き、令和 2 年度から「第 2 次まんのう町総合計画」に基づき施策を推進しておりますが、計画期間前半には世界中を脅威におとし入れた新型コロナウイルス感染症の蔓延があり、本町においても様々な地域活動が中止・休止を余儀なくされ、順次再開し、軌道に乗せようとしているところでございます。

そんな中、計画期間中には満濃池の名勝指定や風流踊の「ユネスコ無形文化遺産」への

指定、「日本で最も美しい村連合」への登録など、新しい取組も始まっており、それらをさらに発展させていくことも重要でございます。

また、人口減少時代の適正な自治体運営、自治力強化を目指し、まんのう町総合計画審議会における審議を経て、第2次まんのう町総合計画後期基本計画の案を作成いたしました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分までとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第19 議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について

○大西樹議長 日程第19、議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について、まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略を別冊のとおり策定することにつき、まんのう町議会基本条例第9条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和2年度から施策推進しております「まんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、国の方針であるデジタル技術を活用した地域活性化を主軸とし、名称を変更し、「まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略」として、デジタル技術の活用を図りながら、本町のまち・ひと・しごとの創生を一層推進するために計画を見直しました。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある町を維持していくため、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を見直した「まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略」を別紙のとおり策定しました。

本計画は、まんのう町議会基本条例第9条第1号に規定するまんのう町総合計画に関連

する中長期計画に当たることから、議会の議決を求めるものでございます。

策定に当たっては、総合戦略策定推進委員会において意見交換を行いながら、施策・事業の提案・検討を行うとともに、パブリックコメントにて広く住民の意見を募集し、総合戦略の成案を取りまとめました。

また、議会にも御報告し、御意見を賜り、審議をいただき、成案として取りまとめに至った次第でございます。

なお、現時点での「まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略」は、今後はK P Iを基に有識者会議や策定推進委員会を中心に実施施策・事業の効果検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略を改訂するP D C Aサイクルによるチェック、評価を通して、よりよいものへと改定を図ってまいる所存でございます。その折には、改めまして議会の意見をいただきたいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私の所属委員会と違う所管になると思うので、ここでちょっと提案させていただきます。

デジタル田園都市とありますね。田園都市というのは大平総理の提唱でありましたね。それにデジタルをつけたのが岸田総理の味つけでしょう。デジタルとは数字でありまして、プラス・マイナス、ゼロか1かということですね。数字を使いこなす田園都市になろうということだろうと思います。となると、K P I の設定が非常に重要になるわけで、K P I の目標の立て方、その実施の方法、実績のトレースと、もう一度やり直す、町長が言うP D C Aサイクルをいかに回すかという手法を行政に持ち込もうというものだろうと思います。

まず、目標の定め方、K P I がありますが、次のことを当該常任委員会で協議をすることを求めます。介護予防サポーター講習の受講生数、これを増やしたらいいですね。それから特定作物の生産量と販売量、それから不登校の子供の数、重大な問題になってきてますね。それから人が住むか住まないかは住宅着工件数ですね。住宅がようけ建ったらええんで、これは大事な目標じゃないかなと思います。それから私どもの近所にミャンマーやラオスから来た人たちが研修生で来てます。外国人の就労なくして介護も営農も成り立たなくなる。外国人研修生の数というのは重要な数値でしょう。目標とすべきかどうかというよりは、これは結果なんでしょうけれども、この数値をつかむことは大事だろうと思います。それから、農林課が担い手に農地集積することに全力を傾けております。ここの土地がここへ耕作権を移したという報告がありますけれども、これが動いたら担い手が何件

あって、その担い手に集まった農地の面積がこれだけ何%になりました、これこそ生産目標だろうと思います。それから、介護においては居宅支援率でありましょう。これを取り入れることの検討を求めたい。取りあえず、事務所管からそれをどう受け止めるのか、それを御答弁願う。

K P I を設定するに関しては「１００の指標からみた香川」、それから市町村行政実績ランキングがあります。この１００ずつの項目を見れば、その中からどれを取り入れたらいいのか考えるのが手っ取り早いでしょう。県の統計課が種々の行政データを１００ずつ選んであるのがこれらであります。それを検討材料に加えるのか、今回、入れなくても、今後のためにお勉強会を開くのはどうか、この答弁を求めます。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 総合戦略につきましては、２回の策定推進委員会のほうを開催しております。２回目の素案を求めるための策定委員会を２月２０日に開催しましたが、それまでにまんのう町内でパブリックコメントを募集いたしまして、それに基づく素案を策定しております。

今、竹林議員がおっしゃった内容については、今後、先ほども町長の説明の中にもありましたが、有識者会議等が開催されまして、毎年、K P I 等も見直し等もされていく予定でございます。その中で必要な部分があれば、見直していくということで御了承いただけたらと思います。

○大西樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 審議会があるわけですから、それを無にはできないということはよく分かります。見直すという答弁をいただきました。とにかく担い手への農地集積、介護は居宅支援率を上げたら介護保険料は下げずに済みます。住宅着工件数が本校の学校の構成と人口を決めるでしょう。こうした特定作物の生産量と販売量、これも農業振興計画に盛るべきものと思いますが、それが載ってない。こうしたものをK P I で今後の見直しで取り込んでいただけること、また、原課の委員さん方が研究していただけることをお願い申し上げて、質問を終わります。

以上、よろしく御高配をお願い申し上げます。

○大西樹議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第１２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第２０ 議案第１３号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第２０、議案第１３号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号のまんのう町道路線の変更についての提案理由を説明申し上げます。

なお、路線の変更につきましては、道路法第10条の第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案の名頃線他42線について、道路台帳の電子化に伴い、起終点の軽微な変更をするものでございます。

なお、位置、場所につきましては、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 道路の認定に関しては、土木の所管が運営されることに異論もないんですけれども、道路の延長、道路の面積、これは重要な地方交付税の算定基礎数値であります。いかに道路の延長を長くするか、道路の面積を広くするか、地方交付税をどうやって伸ばすのか、地方交付税の基準財政需要額の算定方式、これを承知して、道路行政を進めていただきたいわけであります。

今回の認定変更によって、基準財政需要額の道路部門の費用は幾ら伸びるのか、伸びないのか、今、答えられなければ、常任委員会の中で報告していただいて結構です。答弁を求めます。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの交付税の観点から御説明申し上げます。

御承知のように、基準財政需要額の中に道路の面積、そして延長が算定されるわけですが、今回は43路線ありますけれども、軽微な変更ということで、ひょっとしたら路線によっては面積が変わらないもの、延長が変わらないものもあろうかと存じますが、その辺は、詳細につきましては、今度、委員会の中で報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号

日程第22 議案第15号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）

第2号

日程第23 議案第16号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

日程第24 議案第17号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第21、議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号から日程第24、議案第17号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号までの4件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号の令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,578万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,271万3,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、8ページの第2表を御覧ください。令和7年度へ繰越しをする15事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の債務負担行為の補正は、9ページの第3表を御覧ください。これは、債務負担行為に係る限度額の追加及び変更をするものでございます。

第4条の地方債の補正は、10ページの第4表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、限度額の追加、変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1款町税は、軽自動車税、たばこ税の増額等により124万5,000円の増額でございします。

16ページをお開きください。

16ページの第2款地方譲与税から21ページの第8款環境性能割交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正を行っております。

22ページをお開きください。

第10款地方交付税は、普通交付税の歳入決算見込みにより1億3,220万7,000円を増額いたしております。

23ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金109万2,000円の減額は、主に急傾斜地崩壊防止対策

事業分担金の減額によるものでございます。

25ページをお開きください。

第14款国庫支出金1億524万6,000円の増額は、主に物価高騰対応重点地方創生臨時交付金の増額によるものでございます。

26ページをお開きください

第15款県支出金3,949万1,000円の減額は、主に力強い水田農業整備事業補助金など、第2項県補助金2,123万1,000円の減額などによるものでございます。

28ページをお開きください。

第18款繰入金1億3,012万1,000円の増額は、主に土地開発基金繰入金を2億8,172万5,000円増額したことによるものでございます。

30ページをお開きください。

第21款町債9,210万円の減額は、第8目教育債において、公民館施設整備事業債を2,300万円減額したことなどであります。なお、臨時財政対策債以外の減額は決算見込みによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明いたします。

31ページを御覧ください。

第1款議会費は645万円の減額です。これは主に一般職給与費の減額によるものでございます。

32ページをお開きください。

第2款総務費は1億1,278万7,000円の減額です。これは主に、第1項第1目一般管理費における統合型・公開型GIS再構築業務委託料を1,900万円減額したこと及び第1項総務管理費を全体で9,260万1,000円減額したことによるものでございます。

35ページをお開きください。

第3款民生費は3,996万8,000円の減額です。これは主に、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、物価高騰対応定額減税不足給付金事業を9,006万1,000円増額したもの、第2目老人福祉費を全体で3,380万6,000円減額したこと及び第2項児童福祉費を全体で7,827万9,000円減額したことなどによるものでございます。

37ページをお開きください。

第4款衛生費は9,424万5,000円の減額です。これは主に、第1項保健衛生費を全体で7,884万5,000円減額したこと及び38ページ、第2項清掃費を全体で1,540万円減額したことなどによるものでございます。

39ページを御覧ください。

第6款農林水産業費は4,974万4,000円の減額です。これは主に、第1項農業費、第3目農業振興費において、力強い水田農業整備事業補助金など、全体で2,297

万7, 000円減額したこと及び40ページ、第2項林業費を全体で2, 155万円減額したことなどによるものでございます。

右側41ページを御覧ください。

第7款商工費は1億191万円の増額です。これは主に、物価高騰対策臨時地域応援商品券配布事業の増額補正によるものでございます。

42ページをお開きください。

第8款土木費は4, 367万8, 000円の減額です。これは主に、第3項河川費、第3目河川改良費を1, 655万円減額したことなどによるものでございます。

44ページをお開きください。

第9款消防費について補正額はありますが、地方債から1, 620万円を一般財源に振り替えております。

右側45ページを御覧ください。

第10款教育費は4, 611万2, 000円の減額です。これは主に、第2項小学校費を2, 240万円減額していることによるものでございます。

47ページをお開きください。

第12款公債費1, 860万円の減額は、長期債償還元金及び利子の減額によるものでございます。

48ページをお開きください。

第13款諸支出金は5億9, 546万円の増額です。これは主に、第3項基金費、第1目財政調整基金費において、土地開発基金及び歳計譲与金などの歳出積立金を合わせて5億5, 652万7, 000円増額したことによるものでございます。

なお、49ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号の令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

53ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7, 620万2, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2, 045万9, 000円とし、第2項直営診療施設勘定内科の予算額から歳入歳出それぞれ608万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5, 852万円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明します。事項別明細書63ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第1款国民健康保険税において278万7, 000円を減額し、第6款県支出金において、普通交付金など合わせて7, 153万7, 000円減額、第10款繰入金では、一般会計繰入金を112万2, 000円増額計上し、第12款諸収入において、延滞金300万円を減額しております。

64ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第２款保険給付費において、年間所要額の決算見込みにより、全体で６，４４０万円の減額、第３款国民健康保険事業費納付金において、こちらも決算見込みにより、全体で８７０万円減額補正いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

７５ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第１款診療収入において８７万７，０００円増額、第６款繰入金において、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金を合わせて６９９万２，０００円減額計上いたしております。

７６ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１款総務費において３９８万円の減額、第２款医業費において、医療用機械リース料など、医業費全体で合わせて２１０万円を減額計上いたしております。

続きまして、議案第１６号の令和６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第２号について、その提案理由を申し上げます。

７９ページをお開きください。

第１条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０２０万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億７，０９１万２，０００円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書８７ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第１款後期高齢者医療保険料を３６１万円減額計上しており、第４款繰入金を６５９万１，０００円減額補正いたしております。

８８ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第２款後期高齢者医療広域連合納付金を１，０００万１，０００円減額しております。

続きまして、議案第１７号 令和６年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げます。

９１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億１，２１７万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２７億５，３４５万円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書９９ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第４款国庫支出金において、決算見込みによる補正として２，７３３万１，０００円減額、第５款支払基金交付金において３，０５１万１，０００円の減額、第９款繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて３，１９６万５，０００円を減額計上いたしております。

１００ページをお開きください。

歳出の主なものとしては、第2款保険給付費において、介護サービス等諸費など、合わせて1億1,000万円減額しております。

以上、4議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第14号から議案第17号までの4件はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 施策予算については委員会でやりたいです。

財政全般を我々がどう理解したらいいのか、ちょっとそこを質疑したいと思います。

この補正予算が成立すると、町が起こす起債総額は8億6,700万円になると。そして、元利償還金の元金支払いが14億6,000万円になるわけですね。これは地方債現在高が5億7,300万円ぐらい下がるという、町長、これより健全な財政になるなど、こんなふう思うわけです。これが当たるとんかどうかと。

じゃあもう一つ、基金から繰入れが12億9,400万円ぐらいあると。基金に積むのが8億3,500万円ぐらいあって、基金現在高は4億5,700万円ぐらい下がるんですね。これあんまりよくないかなという気もありますが、基金を十分に使って動かすという物の考え方から見たら悪くない。基金現在高が下がるということと、地方債現在高が下がるということを差し引きすると、1億1,600万円ほど財政は好転すると、こう見るんですけど、これがいかなものかというのが第一点であります。私のピント外れの理解かもしれん。これは元金をどんどん償還してるわけで、合併特例債が10年ですから、償還は早いんですね。それが効いとるんかなと。過疎債も10年償還が多い、そういうことなんだろうかな。実質公債費、この決算したら下がるんじゃないかなと、こんな見通しであります。見通しですから、少々違ってでもいいんですが、まずこれの御答弁を願います。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、補正予算書のほうの49ページをお開きいただきますと、そこに地方債の前々年度末から当該年度末の現在高の見込額というのが、49ページの一番右の下のところが6年度末の現在高の見込額、ここがおっしゃるように127億5,907万6,000円という形になっておりまして、前年度末が130億1,000万円でしたので、その前の年が131億6,700万円、毎年、元利償還金を14億3,900万円ぐらい返しているの、それだけ減ってきていると。減っている以上に、借りていないので、そういう部分につきましては、だんだんだんだん減ってきている。

それと、特別会計の下水道事業会計とかそういうものがなくなったといいますか、消滅したので、一般会計のほうの減債高が、後ほど、また次の当初予算のほうで説明しますが、

120億円台に下がってきていると。全体で右肩下がりはなっております。

そういった中でも、やっぱり四条公民館などの大型事業には借金をしておりますので、そういう部分については、これからまた少し増えていく可能性もございますといったところで、タブレットの中の定例会のところに、実質公債費比率の推移というのを合併からのやつを入れております。それによりますと、平成18年度の合併時には15.8%の実質公債費比率であったものが、だんだんだんだん下がってきてまして、一番低かったのが平成28、29年度、これが7.0に下がっております。そこから横ばいですが、少し上がって、令和5年度、前年度が8.4という数値になっております。

見通しについてでございますけれども、この6年度は8.5から8.6ぐらいに少し上がって、それからまた下がるという状況が続くので、危ない状態にはならないと財政上は考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大西樹議長 ほかに。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私、おまえら議員要らんやないかと言われるんです。予算審議を変えたことあるんか、条例を変えたことあるんかと。本会議を見たら、提案して賛成ばかりじゃがいうて、事前とか日頃、よくよく調整して話し合っていることが住民に伝わっていないんですね。私はあえて本会議で発言しないことには、議会は要らんということに抗し得ないと思っとるわけです。それをちょっと御容赦いただいて、別に突っ込むわけでもないんですけども、ちょっと問うておきたいです。

臨時財政対策債の現在高が3億6,000万円ぐらいあるんですけども、この補正予算で見たら、借入れが1,700万円ぐらいで、3億6,400万円ぐらい償還すると。臨時財政対策債の現在高が30億円ぐらいになって、臨時財政対策債というのは非常に地方債制度と地方交付税制度の根幹を揺るがす必要悪みたいな制度と思うんですが、この臨時財政対策債の仕組みから脱出しつつあると見ていいのか、ここ数年のことを私は見ているわけじゃないんで、ここの御説明を願います。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

臨時財政対策債につきましては、49ページのほうに書いておりますけれども、下から4行目のところなんですけれども、おっしゃるように、当該年度中の元金の償還見込額は3億6,426万3,000円と。それで年度末が30億1,473万5,000円という形でございますけれども、実は3年前からこの臨時財政対策債は3億円もしくは2億円ぐらい借り入れていたものが、国が抑制を始めまして、それで来年度はほぼほぼゼロに近い数字になってきます。

この臨時財政対策債は、おっしゃるとおり、100%元利償還金を後の交付税で見られるという非常に有利な借金でございますけれども、国のほうの考え方が、この臨時財政対策債を抑制して、ほかの財源に回すという方向転換を3年前からしましたので、徐々に

低減されて、来年度はほぼほぼ、当初予算でも出てきますが、1,000万円台になって、多分ゼロになると思われます。これは全国的な市町村の話でございますので、そういった部分で、臨時財政対策債に代わる交付税、普通交付税のほうで補填はしていただけるという制度に方向転換しておりますので、その辺のところを御容赦いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 12月議会で総務課長と財政論議したら、聞きよる人が何かよう分かって、ええ質問して、ええ答えて、中身があるのいうて褒めてくれたんですね。分かるように質疑できるかいうたら難しいんですけども、ちょっとお時間いただいて、もう一つなんです。私が議員になったときは、国民健康保険会計が26億円ぐらいあって、介護保険会計が20億円を超えて、21億円に近づくぐらいだったんですね。この補正予算の結果で見ると、国保が21億円で介護が27億円というふうに逆転したと見えますね、この10年で。社会の構造が変わったんだということだろうと思います。国保会計と介護保険会計がこう大きく動いたという構造的なことをどなたか説明していただいたら、今、無理であったら、常任委員会で説明していただくとか、取りあえず現下ではそのところの御答弁をお願いします。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

先日の委員会のほうで3つの保険について、国保、後期高齢者医療、それから介護保険について、過去5年間の推移ということで、予算全体の流れというものを過去5年間出しました。それから保険者数の推移というのを出してあります。それとあと1人当たりの医療費、それから介護保険料とかというのを出して、その平均というのをして説明をさせていただいて、ちょっとそのときに竹林議員さんはおいでなかったのかもしれませんが。

国保については、御存じのように、社会情勢で被保険者のほうがどんどん減っていったということで、1人当たりの医療費というのは高くなっているものの、まんのう町で見ると、被保険者全体が下がっているの、国保については全体予算も下がるとし、医療費も下がっている。

それから、後期高齢者医療につきましては、まんのう町は高齢化がどんどん進みますので、2025年問題というところで、団塊の世代が皆さん75歳を迎えるというところで、後期高齢医療のほうはやはり増えていると。

介護保険につきましては、介護保険がスタートして、なかなか家で御家族の方がおられたら居宅介護というのに進むんですけども、皆さん、やはり定年も延びてますし、働かれとる世帯のほうが多いので、なかなか家では見られないというところで、やはり介護施設のサービスを使っていったりというところで、そのところでどんどん増えていっていると。ただし、ここ二、三年で見ると、超高齢者のほうで介護保険料、施設でたくさんお

金のかかる方と、新しく団塊の世代の方だと、使えるんだけども、まだまだ元気なんで、介護保険を使ってないという、今の人口のバランス的には、ちょっと下がってきているけれども、75歳の方が10年後、85歳を迎えるときには、また保険料のほうが必要になってくるんじゃないかというところで、ちょっと御説明をしたところです。そういうような推移で説明をさせていただきました。以上でございます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 介護保険会計がどんどん伸長してる、保険料が上がるということはどうブレーキをかけるかというのは非常に重要な政策課題だろうと思っております。

本町の介護保険会計は全国に例を見ない会計の改善を目指す指標を設けて、その10年の検証が出てきております。実を言いますと、福祉保険課は大きな業績を上げている。これは明日の一般質問の席で実績を皆さんに見ていただいて、本町の取組をたたえたいと思います。今日はここまでにさせていただきます。御答弁ありがとうございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第14号は総務常任委員会に、議案第15号、第16号、第17号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第25 議案第18号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第25、議案第18号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号の令和6年度まんのう町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は200万円の増額で、補正後の収益的支出の総額は2億2,935万円となります。

補正の背景といたしましては、公営企業会計への移行に伴う打切り決算後の消費税等の支払い及び香川県広域水道企業団へのシステム改修負担金が発生したことによるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第18号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第27 議案第20号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第28 議案第21号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第29 議案第22号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第26、議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）から日程第29、議案第22号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）までの4件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、ただいま上程されました、議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は127億6,000万円で、対前年度10億5,000万円の増額、9.0%増となっております。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、自主財源の根幹をなす町税について、対前年度5,769万円の増額、2.8%増となっております。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け一層努力してまいります。

10款の地方交付税は前年度比2億2,600万円増、5.4%増で43億9,900万円となっており、普通交付税で2億4,000万円の増、特別交付税は1,400万円の減額としております。

18款の繰入金是对前年度6,101万5,000円の増額、4.3%の増で14億7,048万9,000円となっており、財政調整基金繰入金の増が主なものとなっております。

21款の町債是对前年度4億1,280万円の増額、43.9%の増で13億5,350万円となっております。

14ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べ、議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費が減少し、その他の款は予備費を除き前年度を上回っております。歳出全体としては、昨年と同様、民生費が全体の26.7%と最も大きなウエートを占めております。

9ページを御覧ください。

これは第2表地方債で、目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めており

ます。

3ページをお開きください。

第3条の一時借入金は、最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当の総務課長より申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 それでは、私のほうから概要のほうについて、お手元にお配りしております令和7年度当初予算の概要に沿って御説明申し上げます。

まず、6ページのほうをお開けください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして、6ページの第2表令和7年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

第1款町税は21億3,049万5,000円を計上しており、前年度より5,769万円の増額、対前年度2.8%増となっております。主な要因といたしましては、固定資産税が対前年度4,556万円の増額、4.3%増によるものでございます。

第10款地方交付税につきましては、令和7年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上しております。当町は令和3年度より激変緩和措置が終了しておりまして、通常算定に入っているわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金などの算入金増加が見込まれる観点から、地方交付税は前年度比2億2,600万円増額、5.4%増の43億9,900万円としておりまして、そのうち特別交付税は昨年度比1,400万円の減額としております。

右側9ページを御覧ください。

第14款国庫支出金は8億4,390万9,000円、対前年度1億1,926万6,000円、16.5%増を計上いたしました。主に児童手当交付金や新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が増加したことなどによるものでございます。

第15款県支出金につきましては8億5,734万円、対前年度7,335万6,000円、9.4%増となっております。主な要因としましては、教育費におきまして、IGA端末整備事業費補助金が皆増したことが挙げられます。

第18款繰入金では14億7,048万9,000円、対前年度6,101万5,000円増、4.3%増を計上いたしました。主な要因は、施設整備などの事業実施による財源対策のための財政調整基金繰入金、対前年度2億2,399万1,000円の増加によるものでございます。

第21款町債では、全体で13億5,350万円、対前年度4億1,280万円、43.

9%増を計上いたしました。主に総務費における仲南サブセンターに係る情報ネットワークシステム改修事業や庁舎改修事業等へ充当する起債額が増加したことが要因でございます。今後も町債につきましてはできるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な緊防債、過疎・辺地債等の活用を行ってまいりたい所存でございます。

次に、7年度重点事業について主なものを御説明いたしますので、15ページをお開きください。

15ページ、①から③まで23重点事業がございますが、まず、②GIGA端末整備事業8,250万円、こちらは小中学生が現在使っているタブレットの更新事業でございます。国庫補助金及び子ども未来夢基金を充当しまして、一般財源はございません。

次に、④満濃中学校駐車場敷地拡張事業7,200万円及び⑤高篠小学校駐車場整備事業4,830万円につきましては、工事請負費、設計管理費、用地費などございまして、合併特例債を充当しております。

⑥吉野体育館空調設備整備事業5,000万円につきましては、合併特例債を充当し、⑦四条公民館駐車場整備事業6,500万円につきましては、交差点改良の関係により、満濃農改センター跡地の南側半分約2,000平米を駐車場として整備し、過疎債を充当させていただきます。

⑧本庁舎外壁等改修事業1億7,783万円につきましては、合併特例債を充当しまして、⑨仲南サブセンター情報設備機器更新事業1億8,126万9,000円、全額緊防債を充当する予定としております。

総じて重点事業全般的に合併特例債を活用できる最終年度でございますので、合併以来、様々なインフラ整備を行ってまいりましたが、ハード配分全体額87億6,000万円を平成18年度から7年度で全額使い切る予定としてございます。

次に、歳出予算について御説明いたしますので、11ページを戻ってお開きください。

第3表令和7年度一般会計歳出予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

また、各款ごとの予算の主な内容は16ページから記述しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

それでは、16ページをお開きください。

第1款議会費につきましては、対前年度489万円減額、3.9%減としております。これは主に議員報酬の減によるものでございます。

第2款総務費は対前年度4億6,947万3,000円、21.8%増としております。主な要因としては、17ページ上にありますように、第1項総務管理費、第5目財産管理費におきまして、本庁舎外壁等改修工事費の皆増、最下段、第13目情報通信費における仲南サブセンター情報関連設備機器更新工事費の増額などによるものでございます。

20ページをお開きください。

20ページ、第3款民生費につきましては、対前年度1億3,520万8,000円、

４．１％増としてございます。主な要因は、２１ページ、第２項児童福祉費、第３目の児童措置費におきまして、児童手当給付費における扶助費４，８０２万２，０００円の増額などによるものでございます。

２２ページをお開きください。

第４款衛生費につきましては、対前年度１，５０９万円の増、２．０％増としております。主な要因は、第１項保健衛生費、第１目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料が対前年度２，９９３万６，０００円増額したことなどによるものでございます。

２３ページを御覧ください。

第５款労働費は、対前年度８，９４８万３，０００円の減額、９６．２％減としております。これは主に、勤労青少年ホームにおける吊り天井撤去改修工事費８，４００万円の皆減によるものでございます。

第６款農林水産業費は対前年度１億１，７２６万２，０００円、１１．８％減としております。主な要因は、２４ページ、第６目農村環境改善センター費において、満濃農改センター解体工事費が１億３，０００万円皆減となったことによるものでございます。

２５ページをお開きください。

第７款商工費につきましては、対前年度１３６万５，０００円、０．８％減としております。主な要因としましては、第１項商工費、第１目商工総務費におきまして、商品券換金料が３００万円減額したことなどによるものでございます。

第８款土木費につきましては、対前年度５，５９０万８，０００円の増額、１０．３％増としております。主な要因としましては、２６ページ、第５項住宅費、第１目住宅管理費におきまして、町営住宅改修工事費が、２，８００万円増額したことなどによるものでございます。

次に、２７ページの第９款消防費につきましては、対前年度７，８２３万３，０００円、１３．５％増としております。主な要因としましては、第１目常備消防費におきまして、消防車両機器整備事業負担金５，４２２万７，０００円の皆増などによるものでございます。

第１０款教育費は対前年度４億１，４４６万２，０００円の減額、３１．０％減としております。

主な要因としましては、２８ページを御覧ください。

第１項教育総務費、第２目事務局費におきまして、児童生徒教員用端末機備品費が８，２５０万円皆増となったことなどによるものです。

３０ページをお開きください。

第１１款災害復旧費は１万７，０００円で、対前年度２，０００円の減額です。なお、年度内に風水害などが発生した場合、その復旧費は補正予算により対応いたします。

第１２款公債費は対前年度６，７４２万６，０００円の増額、４．６％増としておりま

す。

第13款諸支出金は対前年度2,720万2,000円、13.0%増としております。主な要因は、31ページを御覧ください。

31ページ、第14目ふるさと応援基金の積立金1,719万8,000円、16.2%増などによるものでございます。

32ページ、第14款予備費は500万円で、前年度と同額でございます。

なお、各基金の現在高は33ページの第5表基金の状況を御覧ください。主たる基金である財政調整基金は、令和7年度末現在高見込みが予算上では23億4,700万円で、令和6年度末現在高見込みと比較して、予算上は7億3,900万円の減少となります。

なお、34ページには一般会計歳出予算節別比較表、35ページには合併からの町債残高の推移グラフを掲載しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、歳出予算の款別内訳について御説明を終わります。

予算書に戻っていただきまして、予算に関する説明書の120ページから予算書の122ページには、債務負担行為に関する調書及び地方債残高に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。以上です。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、議案第20号の令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科）予算案について、その提案理由を申し上げます。

127ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,000万円と定めるものであり、対前年度3,000万円の減額、1.4%減となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、前年度と同額となっております。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,800万円と定めるものであり、対前年度480万円の増額、7.6%増となります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

135ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税2億7,633万4,000円、対前年度1.4%減、第4款使用料及び手数料15万円、前年度と同額、第5款国庫支出金3万円、対前年度皆増、第6款県支出金16億8,854万7,000円、対前年度1.5%減、第8款財産収入52万8,000円、対前年度266.7%増、第10款繰入金1億7,840万5,000円、対前年度0.3%減、第11款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入600万5,000円、対前年度0.1%減を見込んでおります。

136ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費1,200万7,000円、対前年度3.3%増、第2款保険給付費16億2,025万4,000円、対前年度2.9%減、第3款国民健康保険事業費納付金4億7,906万2,000円、対前年度4.0%増、第4款共同事業拠出金1,000円、前年度と同額、第6款保健事業費2,318万2,000円、対前年度1.3%増、第7款基金積立金52万8,000円、対前年度266.7%増、第9款諸支出金1,446万6,000円、対前年度4.2%減、第10款予備費50万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

151ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入2万円、対前年度233.3%増、第6款繰入金448万円、対前年度0.3%減を見込んでおります。

152ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費431万円、対前年度0.3%減、第2款医業費7万円、前年度と同額、第4款基金積立金2万円、対前年度233.3%増、第5款予備費10万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

161ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入2,484万6,000円、対前年度6.7%減、第2款使用料及び手数料23万5,000円、対前年度13%減、第4款県支出金82万5,000円、対前年度皆増、第6款繰入金4,201万4,000円、対前年度15.9%増、第8款諸収入8万円、対前年度135.3%増を見込んでおります。

162ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,429万8,000円、対前年度7.5%増、第2款医業費1,340万2,000円、対前年度8.2%増、第3款施設整備費10万円、前年度と同額、第6款予備費20万円、前年度と同額を計上いたしております。

166ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第21号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

171ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,200万円と定めるものであり、対前年度200万円の増額、0.5%の増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

177ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料2億6,286万5,000円、対前年度0.9%増、第2款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款繰入金1億910万9,000円、対前年度0.4%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入5,000円、前年度と同額を見込んでおります。

178ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費133万9,000円、対前年度26.0%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,955万1,000円、対前年度0.5%増、第3款諸支出金61万円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、議案第22号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

183ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,200万円と定めるものであり、対前年度7,200万円の減、2.6%の減となります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、189ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料5億6,399万4,000円、対前年度3.6%増、第2款分担金及び負担金475万2,000円、前年度と同額、第3款使用料及び手数料2万円、前年度と同額、第4款国庫支出金6億4,165万2,000円、対前年度3.2%減、第5款支払基金交付金6億9,844万7,000円、対前年度3.0%減、第6款県支出金3億9,304万4,000円、対前年度2.8%減、第7款財産収入41万円、対前年度394%増、第9款繰入金3億6,957万6,000円、対前年度9.3%減、第10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入10万4,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

190ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,649万2,000円、対前年度12.9%増、第2款保険給付費25億4,938万円、対前年度3.1%減、第5款地域支援事業費6,481万6,000円、対前年度4.7%増、第6款基金積立金41万円、対前年度394%増、第8款予備費25万円、前年度と同額、第9款諸支出金65万2,000円、前年度と同額を計上いたしております。

なお、204、205ページには給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、4議案について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、休憩を取ります。議場の時計で２時５５分まで、よろしくお願いします。

休憩 午後 ２時４２分

再開 午後 ２時５５分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、奮励努力するんでありますか。連合艦隊司令長官、東郷平八郎は、ロシアのバルチック艦隊を対馬海峡に迎え撃ったときに、Ｚ旗を掲げて「皇国の興廃この一戦にあり。各員一層奮励努力せよ」と申されました。

○大西樹議長 竹林議員、関係ない話はやめていただきたい。

○竹林昌秀議員 違う。町長の奮励努力の中身を問うわけですが、私が理解したのは、普通建設事業が１０億円から１５億円に、ここに決意を込められたのかなと思うわけですね。

それから、地方交付税が合併特例措置が終わって減るのかと思ったら、総務課長の説明もありましたように、対前年度比５．４％増ですね。本町の予算を二言で言うところのことなのかと思うわけであります。

じゃあ１５億円普通建設事業をやってどうなるんか。町長は相当な覚悟のようでありますが、地方債は１３億５，３００万円、ところが元利償還金が１４億８，４００万円です。これまた地方債残高はここを見る限りでは１億３，１００万円地方財現在高は下がるという。積極予算なのになぜか。元利償還金が１０年で的確に償還されているということです。

ここで、私は各課長方に申し上げたい。本町の財政は健全至極を通り過ぎて、政策裁量余地は十二分にあるぞと。節約視点は皆さん身について立派です。真っ当に減額補正をされている。しかし、有効な使い方を発見する時期であるぞと、こう申し上げたいわけであります。私のこの理解がピント外れか合っているのか御答弁を願います。奮励努力予算の中身を解いてください。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

奮励努力といいますか、合併以来、一番多い当初予算額になりました、今回。それは、先ほど御説明しましたように、やっぱり合併特例債を８７億６，０００万円全て使い切ると、有効に使い切るところに尽きるというふうには思っておりますけれども、仲南のサブセンターみたいに緊防債を有効に活用して、そういった部分とか、あと農改センター跡地の駐車場整備につきましては過疎債のほうを充当しております。これも７０％それぞれ交付税バックがありますので、そういった中で予算が多額になっても、やはり裏の財源、交付税バックがあるということで考えております。

それと、タブレットの中に昨年度からの財政の取組といたしまして、歳出予算の内示書というこういう予算書の事業説明書を324事業全て中に入れております。その中には、その事業の前年度予算額と財源内訳が全て入っております。なので、例えばこの事業に対して財政調整基金を幾ら充当しているのか、また、その事業の概要説明、また、その予算説明全て文字で各職員に入力してもらっておりますので、この324事業を全て見ていただければ、内容のほうの詳細に分かると思いますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

○大西樹議長 ほかに。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政所管の説明資料は実に的確で、基金の出入りをタブレットの中にアップしてくれてますし、実を言いますと、予算書の形式は、基金残高は総務省の書式では載せなくていいということです。それは私は問題だと。地方債残高と基金残高の両方を載せて予算書だろうとって論文を書いたら、総務省の事務次官が私にA4、6枚の返事をよこしてくれました。まともに相手してくれたんですね、忙しい人が。私は退職された嘱託のとき面談して、お話ししてきました。

ところが、うちの予算概要には基金の動きをきっちり載せて、その上にタブレットにも載せてます。これで説明不足というたら、議会の我々が笑われる番ですね。実に入念に説明されていることをお礼申し上げたい。この後の予算審議が楽しみです。

そこでもう一つ、国民健康保険会計が小さくなってきて、加入者が少なくなっていることは分かるんですが、一時、お薬代を県平均の36%使ってたのは私の現職時代で、努力して22%まで下げたんですね。その後の課長が12%まで下げたと報告を口頭で受けたことがあります。その後、ちょっと受けてないんですが、こういう調剤費、お薬代、それから通院費、入院費とか、種別にこうしたものをどうされる普及啓発、住民に努力を求める対応をされるのか、その運用姿勢を伺っておきたいと思います。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

調剤費のほうが減ってきているというようなことやったと思うんですけども、医療費自体は去年とかも人件費を上げたりというところで上がってはいつているんですけども、国のほうの姿勢としては、調剤費のほうを、薬価のほうを減らしていきましょうという施策の結果、どんどん進んでいったという経緯もあろうかと思います。

昔だと必要のない薬を出したり、高齢者の方だとたくさん薬を持って帰りよったのが、今はあまり出してくれんようになってきておるのが、国の施策として、社会保障費がどんどん高くなっているんで、そこのところを何とか抑えようというところの流れで減ってきたという経緯もあろうかと思います。

まんのう町ですけども、先ほど教育民生常任委員の委員長報告にもあったように、ジェネリックというのは推進しておりまして、まんのう町民だと約80%ぐらいの方が使わ

れておるといところで、その辺も多少下がってきたところの影響があるのかなとは思っております。そういうような流れかなとは思っております。以上でございます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 とにかくここ20年、政府の予算で伸びたのは社会保障費と国債の償還費だけだと言われてますね。我々にとっては介護保険料や国民健康保険料をいかに抑制するかというのは大きな政策課題だろうと思います。常任委員会において、その手法を住民にいかに普及啓発し、努力するのかを論議し、研究していただきたい。恐らく難しいことであります。しかし、福祉保険課の事業で大きな実績を上げていることを、明日の私は一般質問の中でデータをもって明らかに語ってみたいとは思っております。お頼み申す。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第19号は総務常任委員会に、議案第20号、第21号、第22号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第30 議案第23号 令和7年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

○大西樹議長 日程第30、議案第23号 令和7年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第23号の令和7年度まんのう町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まんのう町内には下水道と農業集落排水を合わせて約30.6キロメートルに及ぶ排水管があり、公共用水域の水質の保全に資することを目的として運営を行っております。

1ページをお開きください。

収益的収支の収入につきましては、総額1億8,638万1,000円を計上し、営業収益が5,300万2,000円で、主なものとして、下水道使用料で営業外収益の1億3,337万9,000円は、主に他会計補助金及び国庫補助金等で構成される長期前受金戻入であります。

支出につきましては、総額1億9,127万2,000円を計上し、営業費用の1億786万7,000円は、主なものとして、中讃流域下水道の負担金を含む総係費及び減価償却費であります。

続きまして、資本的収支の収入において1億1,054万1,000円を計上し、主なものとして企業債であります。

支出は総額1億2,917万5,000円で、主なものとして、建設企業債元金償還金であります。

なお、資本的収支の差引き不足 1, 863 万 4, 000 円は、当年度損益勘定留保資金 1, 863 万 4, 000 円で補填させていただいております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 23 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 31 議案第 24 号 まんのう町教育委員会教育長任命の同意について

○大西樹議長 日程第 31、議案第 24 号 まんのう町教育委員会教育長任命の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 24 号のまんのう町教育委員会教育長任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育長であります井上勝之氏が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期が満了することから、引き続き、井上勝之氏をまんのう町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町四條 7 4 3 番地、氏名 井上勝之、生年月日 昭和 35 年 6 月 24 日。

なお、教育長の任期は、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第24号 まんのう町教育委員会教育長任命の同意についての件を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号に同意することに決定いたしました。

日程第32 議案第25号 まんのう町教育委員会委員任命の同意について

○大西樹議長 日程第32、議案第25号 まんのう町教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第25号のまんのう町教育委員会委員任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員であります青野公子氏が、令和7年5月12日をもって任期が満了することから、石川裕之氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町宮田781番地1、氏名 石川裕之、生年月日 昭和33年4月2日。

なお、教育委員の任期は、同法第5条第1項の規定により、令和11年5月12日までの4年間となります。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第25号 まんのう町教育委員会委員任命の同意についての件を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号に同意することに決定いたしました。

日程第33 発議第1号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第33、発議第1号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、合田正夫君。

○合田正夫議員 初めに、一言述べさせていただきます。

これは議員の定数を定める条例の一部改正についてですが、提案理由を申し上げますが、これは議員の身を切る改革の一部でありますので、よく聞いて皆さんの判断を仰ぎたいと思います。議員は賛成、反対が出るのは当たり前のことと思いますが、発議第1号として提出いたします。

発議第1号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、合田正夫。

賛成者、松下一美議員、白川皆男議員です。

それでは、まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての提案理由を述べます。

我々議員は議会が解決する条例や予算などを審議し、町民の代表として町民の意見を行政や財政に反映させる重要な役割を担っています。これらを全うするためには、議員一人一人が不断的な努力を怠らずに、議会活動や議員活動に邁進する責務があります。当然、議員定数の大幅な削減は町民の方々の幅広い意見が町政に反映しにくくなる可能性があります。また、議員の多様性を確保する上でも、ある程度の議員数は必要であると考えます。

本町において、旧の琴南、仲南、満濃町の3町が合併した平成18年4月の議員定数は

21名でした。その後、平成22年4月に3名の削減を行い、18名とし、さらに平成26年4月に2名の削減を行い、現在の定数である16名としました。

こうした経緯もありますが、既に10年以上が経過し、社会情勢も変化しています。将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他の自治体の動向も踏まえながら、本町にふさわしい議員定数に見直さなければならない時期に来ていると思います。

全国的に人口減少が進んでいますが、本町においても例外ではありません。旧3町が合併した平成18年3月のまんのう町の人口は2万863人でしたが、本年、令和7年2月1日現在では1万7,076人となり、3,787人減少しています。今後も本町の人口減少は進むと予測されています。

また、町行政も財政の健全化を目指し、あらゆる策を講じながら、職員数の削減にも努力をしています。議会においても、経費を抑えて最大の効果を上げることが必要と考えます。

昨年11月に開催した議会報告会において、議員定数を減らしてはどうかとの意見が複数の町民参加者からありました。また、日頃より議員定数削減を求める町民の方の声もあります。町民の方々からのパブリックコメントも多数寄せられました。このようなことを総合的に判断し、議会の責務を果たし、かつ、議会機能の維持向上ができる議員定数にすべきと考え、提案いたしました。

それでは、条例の改正案を御覧ください。現在の議員定数16名を2名削減し、14名にすることとしております。

また、施行については、附則で公布の日から施行し、施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとしております。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 民主主義を機能させねばなりません。地方自治の本旨とは何か。住民代表制であります。多様な職歴、年齢、男女、知識、経験の複雑な者が集まり、合議することが民主主義であります。よく発言し、活発でいつももめている議会が立派な議会だと思います。言い尽くせば、多数決があります。

本町には多彩な地域性、多彩な職歴、様々な方がおいでます。各地域から代表制を発揮するにはどうしたらいいのか。そして、心配なのは地方自治の一番大きな悩みは投票率の低迷であります。

私が奉職したときの町の選挙は九十数%、あと2件来たら投票所をしまつて帰れるのという話をしました。裏のおっさんが出る、ふたいとこの友達が出るとか、縁のある人が出れば投票率は上がりますが、複数の集落連合から出ると、これは見るも無残な投票率となります。それは議員の候補者の魅力、力量が足りなくて、信用されてないからであると

は思いますけれども、それだけではない。住民自治とは身近な親近感を持った人を代表とすることでありましょう。

そして、一つ大きな懸念があります。人数が減ると、お互いに顔を立て合い、順番を待ってたら回ってくるんだと。町長の機嫌を損ねないほうが、自分のところに何か施行してもらえと、オール与党化する。野党も必要です。多彩な考えが交錯する議場でありたい。地方自治の住民代表制と民主主義の原点を全うすることを掲げて、独りになろうとも、断然、決然と同僚議員の勇敢な提案に敬意を表するものの反対とさせていただきます。住民所見、よくお聞きあれよかし。以上であります。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発議第1号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

〔「さっきのは質疑ですかね」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑でしょ。質疑で言ったんです、私。

○竹林昌秀議員 だから答弁してくれたらいいんですね。

○大西樹議長 いやいや、さっきのは質疑でしょ。

○竹林昌秀議員 だから地方自治の本旨、民主主義の考え、投票率のことをどう考えるのか、提案者が答弁してくれたらありがたい。

〔「質問になってない」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 それを問うたんです。そしたら、もう一遍、言いましょうか。

○大西樹議長 いや、私は質疑をお願いしますいうて言いましたよ。

○竹林昌秀議員 質疑ですよ。民主主義をどう考えるのか。地方自治をどう考えるか。投票率の低迷をどう考えるのか。多様な意見の代表制をどう考えるか。多様な意見うんぬんというのは提案の中にありましたね。その答弁を求める。

○大西樹議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 提案理由は全て申し上げておりますので、そのとおりでありますので、理屈だけは通らんのは、議員は議員、それぞれの議員の立場として、皆、仕事をして

います。理屈だけでは通らんとところもありますので、そこらのことをよく考えて物を言うてください。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 賛成と反対があるのが議会であって、真つ当な論議をしてるんであって、反対することは正当な権限の行使であり、当人を誹謗中傷しているのではないと。よくぞ提案された方は言いにくいことを提案されたと敬服申し上げます。賛同できるかどうかは、採決には当然従いますし、意見を表明し、それを問うたわけであります。以上であります。

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 民主主義を前進させるため、地方自治の本旨を全うするため、投票率を上げるため、多様な発言の出る議会でありたい。活性化する議会のために現行定数は最低不可欠と思い、反対させていただきます。以上です。

○大西樹議長 賛成討論。

石崎保彦君。

○石崎保彦議員 議長の許可をいただきましたので、発言いたします。

私はまんのう町議会の議員定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、議員定数削減の意義について述べさせていただきます。

本議案はまんのう町における合併時から現在まで、また、現在から将来において予測される住民人口の減少と合併特例債終了後に訪れる財政状況を踏まえた持続可能な議会運営を目指すものであって、住民の声にも応えるものです。住民の皆様の理解は得られるものと考えます。

現在、住民の皆様からは議会改革への着手を求める声が増しており、議員定数の見直しはその象徴的な第一歩となることは間違いありません。早期に対応することで、住民の声を拾い上げた議会に対する信頼度は増し、下降をたどっている投票率の改善にも寄与するものと確信するものです。

次に、財政負担の軽減と有効活用について述べます。

議員定数を削減することで議員報酬や諸経費が削減され、その分の財源を僅かでも住民福祉や地域の活性化に振り分けることができます。また、議会の効率的な運営の実現も生

まれ、大きな利点となります。少数精鋭化した議員構成とすることで、議論がより活発化し、スピーディーに進むことが期待されます。

近隣市町の事例では、議員定数の削減後、審議がスムーズに行われ、行政の迅速な対応が可能となった報告や可能性に触れております。まんのう町でも同様に、迅速な意思決定の実現を通して住民への対応力の強化を図るべきと思います。

さらに、住民の議会運営における理解と納得感について述べます。

11月に実施した議会報告会、そして、先般実施したパブリックコメントでは、多くの町民が議員が多過ぎる、議会もコスト削減が必要等の具体的な声を寄せております。このような町民の声に応えるためにも、定数削減は避けて通れない課題であります。

また、選挙においても政策論争が活発になり、選ばれる議員の資質も自然と向上するものと考えます。住民の皆様もこの部分への期待値は大きいと思います。真に町民のために働く議員が選ばれる環境づくりが進むとも思います。議員一人一人が議席に責任を持ち、住民の期待に応えるための土壌づくりが重要であると思います。まずは定数削減を通じて議会の効率化と責任感の醸成を図り、長期的な質の向上を目指すことがまんのう町の未来を開き、その行動が住民の町議会へのさらなる信頼を生むものだと思信いたします。

無論、反対意見として住民代表制の低下が懸念されることも理解はしております。しかし、議員が減っても、地域の声を代弁する機能は、議員一人一人が汗をかき、住民に寄り添うことで十分にカバーできるものと考えます。

また、定数削減で生まれた資金で、ICT技術を活用したオンラインの意見聴取や定例会の映像公開等を行うことで、住民と行政や議会とのコミュニケーションは一層密になります。

最後に、議員定数の見直しはまんのう町の未来に向けた行財政改革の一環であり、住民に強く訴えることができるスタートラインになると確信いたします。持続可能な議会運営とスムーズな住民サービスにおける質の向上のために、私は本議案に賛成の意思を表明いたします。

以上で、賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○大西樹議長 ほかに反対討論。

すみません、竹林議員さん、一度、討論をやっていたんで、討論は。

○竹林昌秀議員 財政論に答えてない。

○大西樹議長 それはやめていただきたいと思います。

ほかに。

○竹林昌秀議員 発言制止が議長の権限か。

○大西樹議長 ないですか。

○竹林昌秀議員 討論であって、双方向で交信すべきじゃないかなと思うが。当人を誹謗中傷するものではありません。

○大西樹議長 静粛にお願いいたします。

討論が終わりましたので、これより発議第1号 まんのう町議会の議員定数を定める条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月4日、午前9時30分といたしたいと思います。本議場に御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時32分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員